

消費者志向経営ロゴマークについて

平成30年8月1日
令和3年7月1日改定
消費者志向経営推進組織

消費者志向経営推進組織（プラットフォーム。以下「推進組織」といいます。）では、消費者志向経営の推進を図るため、事業者による「消費者志向自主宣言・フォローアップ活動」への参加を呼び掛けてきたところです。

しかしながら、消費者志向経営の更なる推進のためには、事業者の消費者志向経営の取組を周知・広報し、消費者に広く認知していただくことが重要です。そのための一つの取組として、消費者志向経営ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を作成しました。消費者志向自主宣言事業者（消費者志向自主宣言を公表し、かつ消費者庁ウェブサイト内の推進組織ウェブページに掲載されている事業者。以下「自主宣言事業者」といいます。）等にロゴマークを活用いただくことにより、自主宣言事業者の取組を消費者に認知していただく契機とします。

ロゴマークの使用については、以下のとおり定めます。

1. ロゴマークについて

① ロゴマーク（通常）

ロゴマークは原則、カラーで使用するものとします。ただし、カラーでの使用ができない合理的理由がある場合には、モノクロでの使用も可とします。

《カラー》



《モノクロ》



②ロゴマーク（消費者志向経営優良事例表彰受賞者用）

平成30年度から開始する「消費者志向経営優良事例表彰」を受賞した自主宣言事業者については、受賞内容により、以下のロゴマークの使用（原則、カラー使用）も可とします。ただし、カラーでの使用ができない合理的理由がある場合には、モノクロでの使用も可とします。

《内閣府特命担当大臣表彰》

《消費者庁長官表彰》



2. ロゴマークの意味について

消費者庁シンボルマークと同じ3色を使用しつつ、今回、この3色に、消費者志向経営の理念である、

- ① イエロー : 消費者全体の視点
- ② ブルー : 健全な市場の担い手
- ③ ライトグリーン : 社会的責任の自覚

という新たな意味付けをし、3つの理念が無限（∞）を形作ることで、消費者志向経営を継続的かつ発展的に推進していくことを示します。

【参考】消費者庁シンボルマークにおける3色の意味

イエロー：生活者、消費者

ブルー：安全、安心

ライトグリーン：豊かに暮らせる社会

3. ロゴマークの使用方法について

(1) ロゴマークを使用できる事業者

ロゴマークを使用できる事業者の範囲は、以下のとおりとします。

- ①自主宣言事業者
- ②推進組織構成団体
- ③上記①及び②のほか推進組織が使用を認める事業者

(2) ロゴマークの使用目的・用途

ロゴマークの使用は、消費者志向経営の推進又は消費者志向自主宣言の実施に関する啓発・広報に関わるものに限るものとします。

具体的には、下記の例によります。

①自主宣言事業者（（１）①に記載の事業者）について

【使用可とする例】

- 消費者志向自主宣言に関する資料、ウェブサイト、イベント等（以下「資料等」といいます。）における使用
- 消費者志向経営の取組に関する資料等における使用
- 「企業情報」、「投資家情報」、「CSR情報」その他活動報告等の事業者の経営に関する資料等における使用
- （１）①に記載の事業者に所属する役員、従業員等の名刺における使用
- その他、推進組織が認める使用

【使用不可とする例】

- ×商品・サービスの販売・紹介に係るインターネット上、その他電子媒体、紙媒体等における使用
- ×商品の容器・包装等における使用
- ×その他、推進組織が認めない使用

②推進組織構成団体及び推進組織が使用を認める者（（１）②及び③に記載の事業者）について

【使用可とする例】

- 消費者志向経営の推進に関する資料等における使用
- （１）②及び③に記載の事業者に所属する理事等の役員、職員等の名刺における使用

【使用不可とする例】

- ×消費者志向経営の考え方に即しない事業に係るインターネット上、その他電子媒体、紙媒体等における使用
- ×その他、推進組織が認めない使用

（３）ロゴマークを使用するに当たっての手續

（１）に該当する事業者のうち、ロゴマークの使用を希望する事業者（以下「希望者」といいます。）は、推進組織のウェブページ上の消費者志向経営ロゴマーク使用申請フォーム

(<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1036>)に以下の必要事項を記載して推進組織事務局（消費者庁参事官（公益通報・協働担当））に申請します。

①ロゴマークの使用目的、使用方法、使用範囲

②事業者名、連絡窓口の方の所属・役職・氏名・電話番号・メールアドレス等

推進組織は、希望者から上記申請があった場合は、推進組織において希望者のロゴマークの使用目的、使用方法又は使用範囲について疑義が生じない限り、原則として希望者に対しロゴマークの使用を許諾するものとし、ただし、推進組織において当該疑義が生じた場合は、推進組織は必要に応じて推進組織事務局を通して希望者と協議するものとし、協議が整わない場合は、推進組織はロゴマークの使用を許諾しません。

(4) ロゴマークの改変等の禁止及び文言の付記

ロゴマークは、原則として単体で使用するものとし、縦横の比率、色、図表及び文字の改変等を行ってはなりません。

ただし、ロゴマークの合理的なサイズは可とし、推進組織が認める場合は、次の①及び②に示すような事実に基づく文言を付記することができるものとします。

①消費者志向経営等に取り組んでいることを示す場合

(文言例) 自主宣言事業者が使用する場合

- ・消費者志向自主宣言事業者 (注: ~企業、~団体等の表記も可)
- ・消費者志向自主宣言を実施しています。
- ・消費者志向自主宣言を公表しています。
- ・消費者志向自主宣言に基づき取り組んでいます。
- ・消費者志向自主宣言・フォローアップ活動に賛同しています。
- ・消費者志向経営に取り組んでいます。

(文言例) 推進組織構成団体及び推進組織が使用を認める者が使用する場合

- ・消費者志向経営推進組織
- ・消費者志向経営推進組織に参画しています。
- ・消費者志向経営の推進に取り組んでいます。

《文言付記例①》



消費者志向自主宣言企業

《文言付記例②》



〇〇は、消費者志向自主宣言を実施しています。

《文言付記例③》



消費者志向経営推進組織

《文言付記例④》



〇〇は、消費者志向経営の推進に取り組んでいます。

②消費者志向経営優良事例表彰を受賞した旨を付記する場合

(文言例)

- ・ 内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。
- ・ 消費者庁長官表彰を受賞しました。
- ・ (消費者庁) 消費者志向経営優良事例表彰を受賞しました。
- ・ 〇〇年度 消費者志向経営優良事例表彰受賞事業者 (注: ~企業、~団体等の表記も可)

《文言付記例①》



〇〇は、内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。

《文言付記例②》



〇〇は、消費者庁「消費者志向経営優良事例表彰」を受賞しました。

4. その他

- (1) ロゴマークに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、全て消費者庁に帰属しています。
- (2) ロゴマークの管理事務は、推進組織事務局において行います。
- (3) その他、ロゴマークの使用条件について、消費者志向経営ロゴマーク使用申請フォームに掲載している「消費者志向経営ロゴマーク使用条件」に記載していますので御覧ください。
- (4) 推進組織は、ロゴマークの使用方法・条件等について、必要に応じて見直すことがあります。

以上